

奈良県告示第八十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、長柄土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があった。

平成二十七年六月十六日

奈良県知事 荒井正吾

一 退任役員の役名、氏名及び住所

理事	老田 勝美	天理市長柄町七二一
〃	出口 善嗣	〃 〃 八一六
〃	藪内 恒敏	〃 〃 七三七
〃	西山 勝弘	〃 〃 八〇六
〃	堀田 信也	〃 〃 一〇一四―四
〃	老田 重雄	〃 〃 四一〇―二
〃	飯田 昌利	〃 〃 六一〇―四
〃	白川 信夫	〃 〃 八三二
監事	吉村 和美	〃 〃 三九九―一
〃	松田 全弘	〃 〃 七二四

二 就任役員の役名、氏名及び住所

理事	藪内 恒敏	天理市長柄町七三七
〃	森本 宗孝	〃 〃 七七三―二
〃	本多 一昭	〃 〃 西長柄町二〇七
〃	吉村 幸司	〃 〃 長柄町八四五
〃	森継 清隆	〃 〃 八五八―二
〃	田中 一郎	〃 〃 丹波市町一八四―一―一〇一〇
監事	白川 信夫	〃 〃 長柄町八三二
〃	老田 重雄	〃 〃 四一〇―二